給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	１．現年度　２．新年度　３．両年度

（宛先）
山武市長

令和　　年　　月　　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒	
フリガナ		
氏名又は名称		
個人番号又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	

特別徴収義務者指定番号		※市町村ごとに異なります
宛名番号		

担当連絡者先

所属	
氏名	
電話	内線（　　）

給与所得者

		(ア)特別徴収税額（年税額）	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	(エ)異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ							
氏名							
生年月日	年　月　日						
個人番号							
受給者番号							
1月1日現在の住所			□月から□月まで	□月から□月まで	□年□月□日	右から番号を記入 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由（　　）	右から番号を記入 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
異動後の住所		円	円	円			

１．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号	※新規事業者の場合は記入不要	個人番号又は法人番号	
所在地	〒	担当者連絡先 所属	
フリガナ		氏名	
氏名又は名称		電話	内線（　　）

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を□月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	□ 右から番号を記入　１．必要　２．不要

２．一括徴収の場合

理由

□ 右から番号を記入
1．異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、□月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

【提出先】〒289-1392　千葉県山武市殿台296番地　山武市役所　市民部　課税課　市民税係

※コピーしてお使いください。

注意事項

1．給与支払報告に係る給与所得者異動届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
2．特別徴収に係る給与所得者異動届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
3．(エ)「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、下記の要領により記載してください。
(1)　給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「１」を記入するとともに、「１．特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
(2)　退職後、令和5年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「２」を記入するとともに「２．一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。
　「２．一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
　（※1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
(3)　(1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「３」を記入してください。

第十八号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）